

大和市告示第73号

大和市養育支援訪問事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市養育支援訪問事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市養育支援訪問事業実施要綱（平成20年大和市告示第227号）の一部を次のように改正する。

第1条中「乳幼児の養育について支援が必要でありながら、自ら積極的に支援を求めることが困難な状況にある家庭における安定した乳幼児の養育を可能にする」を「要支援児童若しくは要保護児童及びその保護者又は特定妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う」に改める。

第2条中「乳幼児及び乳幼児を養育する者」を「児童及びその保護者」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 妊娠又は子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭
- (2) 若年の妊娠、妊婦健康診査の未受診等妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭
- (3) 出産後間もない時期（おおむね1年程度。以下同じ。）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安、孤立感等を抱える家庭
- (4) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭その他の虐待のおそれ及びそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭
- (5) 公的な支援を受けていない児童（乳幼児健康診査等の対象とならない時期の児童、3歳から5歳までの保育所、幼稚園等に通っていない児童等）のいる支援を必要とする家庭
- (6) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭

第3条第1項各号を次のように改める。

- (1) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠、出産及び育児を迎えるための相談及び支援
- (2) 出産後間もない時期の養育者に対する育児不安の解消、養育技術の提供等のための相談及び支援
- (3) 不適切な養育状態にある家庭その他の虐待のおそれ及びそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持及び改善並びに児童の発達保障等のための相談及び支援
- (4) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰

が適切に行われるよう実施する相談及び支援

第3条第3項を削る。

第4条第1項中「（以下「申込書」という。）」を削り、同条第2項中「申込書」を「前項に規定する申込書」に改め、同条第3項中「申込み」を「当該申込み」に改める。

第5条第2項中「前項の」を「前項に規定する」に、「大和市養育支援訪問事業利用変更却下決定通知書」を「大和市養育支援訪問事業利用変更不承認通知書」に、「申込み」を「当該申込み」に改める。

第8条中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削る。

別表第2中「第9条」を「第8条」に改め、同表第7号様式の項中「大和市養育支援訪問事業利用変更却下通知書」を「大和市養育支援訪問事業利用変更不承認通知書」に改め、同表第10号様式の項を削り、同表を別表とする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。